



農産物門司幹旋所 昭和二十九年四月二十三日  
農政課 昭和二十八年十月二十日監査  
監査委員 岸本政嘉

同 同 木南貞治  
同 同 加藤定治

昭和二十七年産米供出期別状況

監査概況  
一、昭和二十七年産米及び昭和二十八年産米の供出割当確保については、農業委員会その他関係団体、供出農家の協力を得て良好な成績を挙げている状況は次の通りである。

時期	数量(石)	数量百分比	奨励百分比	備考
二七・一〇・六まで	一、〇五一	〇・四	一・〇	
一〇・二〇〇〇	八、三九三	二・八	五・三	
一一・一一〇〇	一一四、九〇〇	三八・九	五二・二	
一二・一〇〇〇	一五二、一〇〇	五一・四	四一・五	
一三・一二以降	一九、二一八	六・五		
計	二九五、六六二	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

二、農業協同組合の検査並びに指導は地方事務所に権限を委譲強化し、漸次活潑化つゝあることは結構であるが、組合経営は全般的不振の現状であつて指導検査の

徹底を期することが緊要と認められた。  
三、農業協同組合講習所は講習生定員二十名に対し昭和二十七年十六名に過ぎない実情である。本年度県教

育情報連より一名委嘱し充実を図つてゐるが専任講師を置き一層充実すべきものと認められた。

四、農村工業については振興対策の要綱を定め、農村工業指導班を編成し、部門別に調査指導を行つてゐるが地方事務所に補助協力させるよう留意すべきである。

また農村副業についても補助金交付に当り農業振興計画、特用林産物増産計画及び実績との関連性並びに中小企業共同組合育成事業との連けいに充分留意し今後査定に当つては特に慎重を期し、確認については地方事務所に協力せしむべきである。

五、農村の振興、特に農業経営の合理化については農業総合研究所及び各種試験研究機関並びに関係各課と十分連絡し、経済の推移に即応して指導方針を樹て強力にこれを推進すべきであるが当課経営係は、積寒、急傾斜、海岸砂地、特殊土壌等特別立法に関する業務に忙殺され既設農業に対する普遍的な指導において万全と云ふ難いので農業総合研究所の積極的活用を図り農

政施策に反映せしめるよう留意が肝要である。  
六、経営その他の事務は概ね適切と認められたが各種補助金の交付に当つては基礎の認定につき一層慎重を期すること。

農業改良課 昭和二十八年十月二十日監査  
監査委員 岸本政嘉  
同 同 木南貞治  
同 同 加藤定治

一、当課の事務の中予算面に制約されて第一線で活躍すべき技術職員定数を事務職員に転用しているため末端における業務に影響を及ぼしているものが尠くないようである。これらの点については早急改善、是正し出先機関の充実強化を図ることが肝要と認められる。

二、病害虫防除事業は増産面上軽視できない問題であつてこれが防除対策に努力しているが機動力、或いは農薬の確保等について一層留意されたい。  
特に本年度は冷害により県下各地に病害虫が発生し

たが諸種の事情によつて適期を失し、その防除効果を減殺していたことは遺憾であつたので今後充分留意し完璧を期すべきである。また県下三地区に防除所を設置しているが常時の防除態勢が整つていない。これらの防除機関に対しては機動力を配備し農薬備蓄、器材の整備等早急防除態勢を確立し置くことが緊要と認めらる。

三、農業改良普及員一二六名(内九名生活改善普及員)を県下十七地区に配置し農業経営の合理化に努めているが、その活動経過の記録を内容的に見ると確固たる農業改良の施策、方針が如何に技術指導面に織りこまれていくかと言つた点が確然と現れていない。特にこれら普及員の活動如何は農家経営の伸展に直接影響を及ぼすので専門技術員の活動と相俟つて今後一層適切な指導をなさしめるよう留意することが肝要と認められた。四、農業改良普及員の活動もその裏付となる経費に制約され勢いその経費のしわよせが町村負担となつていく実情である。これらの地元負担行為により地区によつ

て本来の普及活動に偏重をきたさないよう最少限度の経費は考慮すべきである。

五、食糧増産対策の一環として昭和二十七年中に補助金として交付し当課が直接実地指導に當つてゐる主なものは次表の通りであるが助成事業に対する実地指導並びに事業確認の把はくが不充分と認められる。適期助成及び交付後における効果確認について一層留意されたい。

稲病害虫防除薬剤購入費	九、三一五、二〇〇円
稲麦種子消毒薬剤購入費	七三五、三〇〇円
麥病害虫防除薬剤購入費	一、九六九、〇〇〇円
動力噴霧機購入費	八〇〇、〇〇〇円
水稻保温折衷苗代設置費	五、〇〇〇、九〇〇円
耕土培養土壤改良費	二、〇一三、〇〇〇円
耕地課	昭和二十八年十月三十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 加 藤 定 治

一、当課所管事務は本片及び出先機関を通じ総体的に見て、職員特に技術吏員が不足し、工事の施行その他事務に万全を期し難いものがあるので留意されたい。なお県営の各事業所は地方事務所の管轄下に置くよう当局の考究を望む。

二、大口堰用水改良事業費に対する寄附金五十六万三千円の未収は昭和二十五年工事に對するものであつて毎回の監査及び例月出納検査の際に特に指摘しているも未だ納入されていない。昭和二十七年年度内に分納計画の確約書を徴しておりながら実行されずそのまま放置しているのは極めて遺憾である。当課は明確なる措置対策を講ずべきである。

三、南谷村外三ヶ村用水改良事業は昭和十七年度着工以來十年余の歳月を費し完成を見たことは洵に喜ばしい。しかしながら竣工に際し未完成部分に對する工事金の管理につき考究すべきものがあつたので今後適正明確を期するよう留意されたい。

四、農業土木調査事業として袋川筋(大成村地区)に溜

池を築造するため地質調査を行つてゐるが、ボーリングに當り監督員の立会なく事後検査のみにより請負金を支出している。特に地質の調査確認は本工事の計画及び施行上最も重要な基礎となるので請負契約條項の履行については厳に注意し、果がみづからこれを破ることのないよう留意すべきである。

五、日本パルプ米子工場の誘致に伴い米川土地改良区に對する水利補償金八十八万余円(純県費)支出しているがこれは揚水機修理(地元)経費とその資金借入利息を県が補償したものであるが契約書、支出何等關係書類がなく経過が全く不明である。公文書として保存整理すべきである。

六、単独県費による土地改良補助事業は県財政事情により執行抑制され当初計画通り行なわれていないことは遺憾である。ことに本県は地勢的に見て公共事業より除外される小規模の改良を要する耕地が多いので単独県費補助の増額を考慮し、土地改良による農業生産力の増強を期することが肝要であり、各試験研究機関に

においてもその必要性を認めているので当局の積極的配意を望む。

七、当課の内部組織は昭和二十八年年度調査係を廃し庶務、監理、干拓、災害と土地改良の五係としているが特に災害、土地改良係は弱体となつていたので考慮すべきである。

なお兩係長は事業所長を兼務し、更に土地改良係長は課長補佐を命じているが在片日数少く事務処理に考究すべきものがある。

林務課 昭和二十八年十月二十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

同 加 藤 定 治

監査概況

一、県下森林蓄積量は昭和二十七年末において用材林面積五六、九八六町歩二九、四九〇、五六八石、薪炭林面積一三三、五一九町歩一六、七〇六、一二四石であつて前年度の蓄積量と概ね保合している。

もつとも森林計画における材積の見積り又は成長量の算定如何によるが、いづれにしても蓄積の増強が望ましいので留意努力されたい。

二、造林事業は造林十ヶ年計画を樹てこれが実施に努力しているものと認められ特に本年度は中央と折衝した結果割当の増加を見たことは眞に結構である。今後年次計画により未立木地の解消、伐跡地の植栽、林種転換による林業経営の改善等その実現を期待する。

なお私有林造林の検査指導は漸次徹底しつつあるようであるが県行造林の画期的増加について管理費の予算措置を講じ積極的に推進すべきものと認めるので当局の留意を望む。

三、県行造林に対する地上権設定未了のものが四三件あるので早急処理されたい。

四、森林組合の指導監督は本庁直接処理し昭和二十七年対象組合六九中二五組合の常例検査を行つてているが各地方事務所長に権限を委譲し当課はこれに指導援助を与えるよう事務再配分を考慮されたい。

なお第七回全国山林復興大会において山郷森林組合が農林大臣賞を受賞し(全国三組合)又小鷲河森林組合は大会長賞を受賞したことは喜ばしい。

五、森林組合技術員設置に対し昭和二十七年四十六万五千円本年度六十万円予算助成しているが補助単価一人当り九千三百円の過少額にすぎず、補助効果の面から考究すべきである。即ち補助費の増額をするか又は実質的に組合強化し得る方途を研究すべきものと考えるので善処されたい。

六、林業経営指導員、技術普及員の充実強化は地方事務所監査において最も緊要と認められたので当局の処置を望む。特に指導員は現在十名の欠員を生じており、しかも一般事務に従事させている等適切を欠くものがあるので速かに欠員補充し業務に専従せしめることが緊要と認める。

七、林道開設事業は一ヶ年に漸く延長三八軒程度であるが森林資源開発には林道網の整備が緊要である。なお単独県費は執行抑制しているが予算措置に当り

財源を全額起債に求めていたことは考究すべきである。八、森林関係事業は特に実地監督検査が不徹底である。人員の不足等の関係もあるが嚴重勵行せしめられたい。

水産課 昭和二十八年十月二十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

同 加 藤 定 治

監査概況

一、海面及び内水面漁業の振興等水産諸施策の遂行は相当困難なものがあると認めるが、これが企画に当り根本的に検討すべきである。特に沿岸漁業の対策、水産団体の育成指導、漁業許可等については一層慎重を期し堅実性ある水産振興対策を樹立すべきである。

二、いわし巾着漁業は、島根県と漁業協定を締結し許可しているが適格順位も定めず机上審議に委ねることなく慎重処理されたい。

三、日バ米子工場の廃水については調査委員会を設置し調査研究が進められているが、これら問題については

早期解決を望む。

四、県下の水産業協同組合は現在五二組合でこの中活潑に活動しているものは三分の一程度で、他はほとんど漁業権管理主体として存続している実情であるが、これら名目的弱少組合は可及的再編成すべきである。昭和二十七年において青谷、宇野、米子、境の四地区に対し統合整備促進費として一地区三万四千円交付したが何れも会合程度に終つていようである。今後は積極的指導啓蒙に乗り出すことが緊要と認められた。

五、水産業諸団体に對する指導監督は一般に低調である。特に弱少組合の組織強化、金融等組合の健全運営については、更に一層配意が必要と認められた。

なお、年一回組合の検査を実施しているが、只単なる経理検査に終ることなく経営全般に亘り実施すべきである。

六、水産試験場に配備されていた試験船鳥取丸の代船については、昭和二十七年において建造費一千四百五十万円の経費をもつて新造されたことは結構である。

七、昭和二十七年三百四十万円の事業費をもつて米子市車尾に県営養漁場を設置し、更に継続事業として二十八年度二百二十二万円をもつて施設の拡充整備に努力していたが当初地元寄附を予定されていた敷地(水田一町二反歩)が監査当時未解決であつたので早急解決すべきものと認められた。また、当場に専任職員の配当もなく水産試験場職員が兼務しているが運営についても特に留意されたい。

八、出納経理その他事務の処理は概ね適正と認められた。

蚕糸課 昭和二十八年十月二十四日監査

同 加藤 定 治

監査概況

一、昭和二十七年は国の蚕糸業復興対策要綱に順応した本県蚕糸業の振興に進歩向上の跡を見たことは結構である。なお二十八年度においては更に新規五ヶ年計画が進められているが計画樹立に當つては従來の実績を基礎として充分検討を加え本県蚕糸業振興に一層の

努力を望む。

二、本年五月の機構改革によつて従來の蚕業技術指導所(五ヶ所)と蚕業取締所(六ヶ所)は組織的に統合し新たに各郡単位に蚕業指導所として新発足し、更にこの下部組織に蚕業技術普及員(養蚕連職員)を委嘱し指導態勢の一元化を図り従來の取締行政と技術指導の両面を担当しているにもかかわらず活動経費に制約され第一線機関としての本来使命の達成には程遠い憾がある。これらの点については今後充分留意されたい。

三、昭和二十七年において蚕業技術普及員に對する再教育を一回行つてはいるがその内容は全員の連絡会程度に終つてゐる。僅か年一回程度の会合に終ることなく郡単位に研究会、講習会を行う等眞に普及員の技術向上を図るべきである。

開拓課 昭和二十八年十月二十六日監査

同 加藤 定 治

監査概況

一、開拓事業は食糧増産、人口対策、自作農家の創設、増反による経営規模の拡大等幾多の推移を見ているが余りにも事業が急進した關係が事務的処理が著しく遅延しているものが見受けられる。また、中に買収用地の訴訟問題を惹起し事業が遅々としたものもあるのである。これらについては今後一層の努力を望む。

二、開拓地における營農指導員は現在八名(東部一、中部三、西部四)を県下三地区に配置し現地指導に當らしめているが農業改良普及員、蚕業技術指導員等の積極的連絡協調を待ち、総合的技術指導管理の徹底を期すべきことが肝要と思われるので考究されたい。

三、昭和二十七年より国の指示に基き既開拓地の土壤改良事業が実施され本県においても事業費七百十九万余円(改良予定面積三一四町歩分)に對し二五〇町歩改良されているが本県の如く酸性土壤の強き開拓地では国の基準単価(一町歩当り二四、〇〇〇円)では到底完全改良は不可能とされておるので単価引上げについて中央に對し強く要請すべきものと認められた。

なお土壤改良事業は時期的関係もあるので予算措置について十分配慮されたい。

四、昭和二十七年年度における電気導入については事業費四百二十六万余円(内、県費補助一、九二〇、〇〇〇円)をもつて香取、藍野、新興の三地区、事業量は僅か一三・一軒であるが、これらの導入されている地区は県下開拓地の全地域を通じ五〇%程度に過ぎない。なおその他飲料水源、厚生、文化施設等についても積極的対策を講ずべきである。

五、開拓問題について、現地開拓者側は所轄地方事務所を通じ個々の事務的折衝を行っているが同所のみでは何等解決策も見出されず直接本課に折衝すると言つた状況で現地側は事務的に不便を申立てているので当課と第一線行政機関との事務的権限委譲について再検討の上善処されたい。

畜産課 昭和二十八年十月二十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 加 藤 定 治

監査概要

一、和牛の改良増殖について本年七月県告示をもつて優良牛の繋留をはかり本年度牡二〇頭、牝四〇頭に対して助成しているが、成牛については本規定の適用について或る程度県内保留が期し得るけれども、優良牝の存置については適用できず一考を要する問題である。

即ち近年における犢の取引市場価格を見ると、九州、東北、山陽方面の各県の購入平均価格は本県内保留犢より高く、優良犢が県外に移出されている傾向がうかがわれるので、県として優良犢保留による改良とその助成につき格別の対策を講ずべきものと認める。

二、乳牛の計画的増殖について昭和二十七年十ヶ年計画を樹て更に本年度は国の施策に呼応し高度集約酪農地区設置の計画を進め大山山麓地帯を中心とする地区につき二十九年度より実施すべく国の指定を受けるよう申請しているが折衝に一層努力が肝要である。

なお右集約酪農計画は加工施設能力に考究すべきものがあるので綿密周到なる計画とこれが実施促進につ

いて一層努力を望む。なお酪農奨励費予算四万九千六百円(純果費)は過少と認める。

三、各種家畜法定伝染病の予防防疫に努力しているものと認められ、豚コレラ廃生のほか特に大量発生を見なかつたことは結構である。なお家畜保健衛生所に対する施設、整備、職員の充実、機動力等に一層配意し方を期せられたい。

四、牧野改良事業は法律に基き知事が指定した牧野につき土地改良(酸性解消)草生改良、牧道牧柵の設置、灌木除去等の事業に対し助成しているが補助金交付に当り事業実施の現地確認が不十分と認めるので今後特に留意し助成成果を期すべきである。

五、飼料対策については年間二、〇〇〇屯県外より移入している状況にかんがみ自給体勢の強化につき根本的に検討し措置すべきものと認める。現在行っている飼料作物の栽培奨励事業(青刈大豆三石、燕麥三石、コンモンベツチ三斗五升等種子配布、野草改良地模範地区二町歩四方町助成)をもつては万全を期し難いので

大小家畜分布の状況、飼料需給の実情を勘案し土地総合利用の見地から関係機関とも十分連携いし趣旨の徹底を図られたい。

六、種畜場の施設充実、土地購入等については努力しているものと認められたが果有移管、権利の設定等について早急処理するよう努力されたい。

七、無畜農家解消事業経費を各地方事務所に令達しているがほとんど一般的事務費のみであつて特別会計による事業遂行上効果的な経費と認め難いので根本的に検討されたい。

農地課 昭和二十八年十月三十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 木 南 貞 治

一、自作農創設事業は、農地改革によつて第一段階を終り、小作農から自作農へ移行したものの維持管理、育成については諸種の事情から極めて困難の面があるようであるが逆行することないよう充分慎重を期せられ

たい。

二、自作農地の維持経営の安定を図るため自作農創設維持資金の融資制度が設けられたのであるが二十七年度的にかかる融資申込額四千一百四十八万余円に対し融資されたものは僅か四百五十七万余円に過ぎない状況であるのでこれが確保につき一層の努力を願いたい。

なおこれら融資金に対する償還についても自作農貯蓄組合の創設を奨励し償還の円滑を期するよう努力されたい。

三、農地の売渡、対価徴收事務が著しく遅延し本年九月末現在で一百二十万余円の滞納未整理となつてゐる。これらは実情をよく把あくし、市町村事務担当者指導に努力し事務処理の円滑を期するよう望む。

四、農地の買収対価の中、供託されているものが三、九〇件金額(九百六十万余円)あるがこれらの還付方については堪えず報道機関を利用し努力しているが判明しているものについての還付方法は金額の多寡によらず直接本人に連絡する等の方法論を講じ事務処理の促

進を図られたい。

五、農地交換分合は昭和二十七年年度県下二ヶ町村を対象とし、その実施面積は二、三七五町歩であるが市町村財政貧弱のため附帯事業等意の如くならず推進上大の支障を生じているようである。特に該年度の実施町村に対し交付された樹立経費を見ると国庫補助に対し果費は僅か二十七万五千円である。本事業の重要性に鑑み果費負担を考慮し強力で推進すべきである。

農業総合研究所 昭和二十八年十月二十四日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 加 藤 定 治

監査概況

一、当所運営については前回監査の際に指摘し考究を促したところであるが、設置当初より引続き、積寒、急傾斜地、特殊土壌等に対する調査計画を行うとともに二十七年年度より本来の基礎的調査研究態勢に指向したことは結構である。特に県下農業をあらゆる角度から分析して自然的、社会的、経済的類似性によつて、県

下十一農業地帯に分類しそれぞれ振興上の指標を明らかにしたことは喜ばしい。なお当所の研究結果については行政面に反映せしめるよう具現につき当局の積極的活用を望む。

二、当所は本県農業史編さんを計画中のようであるが本来の事務に支障を及ぼさないよう留意されたい。

三、経理出納その他の事務について不正と認められるものはないが当所の個有経費の予算化につき当局の配意を望む。

鳥取県農産物門同幹旋所

昭和二十九年四月二十三日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 木 南 貞 治  
同 角 田 健 太 郎

監査概況

一、本所は青果会社の倉庫一室を借り受け、本県農産物の宣伝、紹介、販売、幹旋、市況調査等の業務を処理しているが常駐専任職員は所長一名のみであり運営の

万全を期するため当局の配意が緊要と認められた。

二、幹旋状況は昭和二十七年年度一億七千一百四十九万余円、二十八年年度(十二月末在現)一億九千三十四万余円で、梨、西瓜、ぶどう、柿等が九割九歩であつて蔬菜類は玉葱、長芋が期待される程度でその他は不振である。

三、当所運営の成否は、県内の生産出荷態勢によるところが大きくあり民間団体による統制玉荷指導が肝要と認められるので当局の配意を望む。